

雑 報

農村地域への産業の導入に関する基本計画を次のとおり変更したので、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第四条第六項の規定により公表する。

令和六年六月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和6年6月
埼玉県

目 次

| | |
|---|---|
| 第1 基本計画の趣旨 | 1 |
| 第2 農村地域への産業の導入の目標 | 1 |
| 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標 | 4 |
| 第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 | 4 |
| 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地等と農用地等との利用の調整に関する方針 | 5 |
| 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 | 7 |
| 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項 | 7 |
| 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項 | 8 |
| 第9 農村地域への産業の導入に伴う公害防止等に関する事項 | 9 |
| 第10 その他必要な事項 | 9 |

第1 基本計画の趣旨

本県の農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「旧農工法」という。）第3条第1項に定める国の基本方針に即して、県基本計画を策定し、町村は県の基本計画に即して実施計画を策定し、計画的な工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入を促進してきた。

この結果、農村社会との調和と自然環境の保全に十分留意しつつ、農村地域への工業等の導入を積極的に推進し、成果を上げてきたところである。

しかしながら、令和3年に県人口が減少に転じる状況下において、農村地域では高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中であって、地域の特性に応じた、収益性の高い、安定的な農業経営を確立し、農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の就業機会の創出を図ることにより、農村から都市への人口流出抑制、都市から農村への人口流入を促進していく必要がある。

一方、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等の就業者数の割合が低下しており、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など、工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成29年に農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）が制定され、産業の業種に係る法律上の限定が廃止されるとともに、法律の名称も農村地域への産業の導入に関する法律（以下「法」という。）に改められた。

さらに、令和4年には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の制定に伴い、法が改正され、都道府県の基本計画で定めるとされていた「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止され、導入産業については、市町村が実施計画において業種及びその規模を定めることとされたところである。

そこで本基本計画により、埼玉県農林水産業振興条例（平成29年条例第14号）、埼玉県農林水産業振興基本計画、埼玉県5か年計画、埼玉版スーパー・シティプロジェクトをはじめ、各般にわたる土地利用諸計画等に即し、更に、地域開発に関する諸制度との調和と連携を図りつつ、地域の内発的、主体的な地域開発の方向に即した農村地域への産業の導入を推進するための基本的な計画を定めるものである。

これにより、農村地域への産業の導入により安定した就業の機会を創出するとともに、担い手への農地※の集積・集約化等を図ることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することで、農村地域と導入産業との均衡ある発展を目指していく。

第2 農村地域への産業の導入の目標

1 産業の導入に関する基本的考え方

これまで農村地域へ導入すべき産業の業種として、産業構造の高度化及び経済の安定成長等に対処して、成長性と安定性が高く、雇用効果が大きい加工組立型業種等を中心とした工業等の導入を図ってきた。

しかしながら、産業構造が変化する中で、人口の減少が進む農村地域を維持発展させていくためには、当該地域において立地ニーズが高いと見込まれる産業の導入や、農村に賦存する多様な地域資源を活用した地域内発型産業の創出を促進することにより、就業の場を確保することが今後必要である。

そこで、農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域

※ 農地：農地法第2条第1項に規定する、耕作の目的に供される土地。

社会との調和、公害の防止等の環境の保全及び農業をはじめとする地域産業との協調に十分努め、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

2 導入すべき産業の業種

導入すべき業種については、市町村が定める実施計画において具体的に記載されることとなるが、当該業種の選定に当たっては以下の考え方に即すことが望ましい。

(1) 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること

「地域の農業者の安定した就業機会が確保」されるとは、就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されることをいう。したがって、例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくなく、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

また、「農業と導入産業との均衡ある発展」とは、農業側において、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等が図られることにより、また、導入産業側において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することをいう。また、例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業等の農業を支援する機能を有する産業が、地域の農業と相互に補完し合いながら、そのいずれもが発展することも、農業と導入産業との均衡ある発展の一形態であることに留意するものとする。

さらに、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を促し、雇用構造の高度化に資することも「農業と導入産業との均衡ある発展」に含まれる。

(2) 地域の実情を踏まえるとともに、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定すること

地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要であることから、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

(3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する。判断に当たっては、導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意することが望ましい。

(4) 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、その積極的な導入が促進されるよう業種の選定に当たっては配慮すること

「地域資源を活用した産業」とは、地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、その

いずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業をいう。例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

(5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていること（法第4条第2項第4号及び第5条第2項第5号）から、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となることをいう。

3 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において、産業導入地区の区域の設定を通じて農業構造の改善を図ろうとする地域は、法第2条並びに農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令（昭和46年政令第280号）第1条、第2条及び第3条の定めるところにより、8町1村（小川町、ときがわ町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、東秩父村）とし、これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。

ただし、法附則第2条により旧農工法第5条第1項により定められた4市町（秩父市、熊谷市、深谷市、嵐山町）の実施計画については、法第5条第1項の実施計画と見なす。

なお、産業導入地区の区域の設定及び見直しについては地番単位で行うとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 各種の土地利用計画との調整を行うこと

市町村においては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画と整合を図り、県の国土利用計画及び土地利用基本計画担当部局、都市計画担当部局、農業振興地域制度担当部局、農地転用担当部局等とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

(2) 過去に造成された工業団地等の活用を優先し、原則農用地※は含めないこと

市町村においては、産業導入地区の区域を定める際に、市町村の区域内に都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合や、過去に造成された工業団地（農村地域工業等導入地区を含む）及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先し、原則農用地は含めないものとする。

また、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示することが望ましい。

(3) 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定するものとする。

(4) 産業の導入状況を踏まえた産業導入地区の見直しを行うこと

既に実施計画が策定された農村地域であって、いまだ、産業の導入が行われていない地区については、広域的な経済圏の形成と産業の適正配置の観点から、諸条件の変化に対応して当該実施計画の見直しを行いつつ、速やかに産業が導入されるよう誘導するほ

※ 農用地：農地法第2条第1項に規定する、「農地」及び「採草放牧地」の総称。

か、必要に応じて産業導入地区の拡大、縮小又は取消し等の変更を行うものとする。

4 配慮事項

(1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業を含めた関連企業等との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和に十分留意し、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

(2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業の導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、住宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入を契機として農業の構造の改善に関する各種施策を総合的に実施し、地域農業の中核的な担い手の育成確保に努めつつ、農業以外の産業へ就業を希望する農業従事者が、導入される産業へ円滑に就業することを促進するため、次の事項に留意するものとする。

1 農業地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を適切に把握するものとする。

2 農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の就業を促進するに当たっては、中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び新規学卒者をはじめとする若年層の定着化、UIJ ターン等の移住希望者の増加を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域は、主に県北西部に位置し、都市周辺部から山間部までの多様な地域を包括し

ている。これらの地域は一部山間部を除き、農業の振興をすべき地域であり、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に規定する認定農業者（以下、「認定農業者」という。）が多数存在しており、米、野菜、畜産をはじめとして、地域の特性を生かした農業経営が行われている。このため、農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標の設定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 1 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画や農林水産業・地域の活力創造プラン、埼玉県農林水産業振興条例及び埼玉県農林水産業振興基本計画で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。
- 2 この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。
また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。
- 3 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、第 19 条第 1 項の規定に基づき市町村が策定する地域計画（以下「地域計画」という。）の内容等に留意するとともに、農村地域への産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないよう配慮する。
- 4 農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

第 5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等※との利用の調整に関する方針

- 1 農村地域への産業の導入に伴う施設用地（工場、事業場その他の施設の用に供する土地という。以下同じ。）の設定又は変更は、本基本計画第 2 の 3 「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」によるが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合は、以下の方針により、産業の導入が適切かつ円滑に行われるよう施設用地と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条に規定する農用地等をいう。）との利用の調整を行うものとする。
 - (1) 農用地区域※外での開発を優先すること
市町村の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。
 - (2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

※ 農用地等：農業振興地域の整備に関する法律第 3 条に規定する、「農用地」、「混牧林地」、「農業用施設用地」等の総称。

※ 農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する、農用地等として利用すべき土地の区域。

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、
ア 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
ウ 地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる
など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。

また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記(1)から(3)までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。

また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地もこれに含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、市町村の法担当部局は県の土地改良事業の担当部局及び農地中間管理事業の担当部局と密接に調整をすることが望ましい。

2 上記1に基づく調整については、市町村の商工業及び農政担当部局の他、国土利用計画、都市計画、環境等の関係部局において十分に調整するものとし、調整した内容を実施計画に反映させるものとする。

3 既に実施計画を定めた地区で、いまだ産業の導入が行われておらず、地域の社会、経済情勢等の変動に応じて再検討を要するものについては、広域的な観点に立って実施計画の

見直しを行うものとするが、これに伴い産業導入地区の縮小又は取消し等の実施計画の変更を行う場合は、優良な農用地確保の観点から、当該土地がその形状からみて農用地区域に含めることが適当であると認められるときは、農用地区域への編入を検討することが望ましい。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働力市場の動向、導入企業の労働条件及び職業の内容に関する雇用情報を収集し、企業、農業従事者への提供を図り、農業従事者が円滑に導入企業へ就業できるよう努める。

この際、農業をはじめとする地域産業、既存工場との間における労働力の需給に競合が生じないよう、十分配慮する。

2 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住希望者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

3 職業能力開発の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及びその他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における地域計画の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

第9 農村地域への産業の導入に伴う公害防止等に関する事項

1 実施計画の策定に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、埼玉県環境基本条例（平成6年条例第60号）等の環境保全関係諸法令に基づき、優れた自然の保全、森林、農地、水辺環境等における自然環境の維持・形成、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

また、環境基本計画、埼玉県環境基本計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど農村地域の環境の保全に十分配慮し、必要に応じて環境に与える影響の調査検討等を実施してから実施計画を策定し、産業の導入時又は導入後においても環境を監視し、調査検討の補完を行う。

2 導入企業に対しては、公害関係及び自然環境保全関係の諸法令の遵守はもとより、県が実施する環境保全に関する諸施策に協力する責務を十分認識させ、快適な農村生活環境を確保できるよう、次の事項に留意するものとする。

(1) 公害を発生する恐れのない産業の導入を図るものとする。

(2) 十分な公害防止施設の整備と廃棄物の適正な処理を産業立地の条件とするものとする。

(3) 導入産業からの排水については、原則として農業用排水路の使用を避けるものとする。

(4) 市町村と導入企業との間に、必要に応じて公害防止のための協定を締結するものとする。

(5) 20ha以上の工業団地若しくは流通業務施設用地の造成又は大規模産業の立地については、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年条例第61号）に基づき環境影響評価を行う。

(6) 地域の自然環境との調和を考慮しつつ、県植樹の基準による緑化や県の緑化計画届出制度等に基づく緑化を図ることにより産業等及びその周辺部の環境整備に努めるものとする。

第10 その他必要な事項

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、郷土の優れた風致、景観、貴重な動植物等の自然環境等を保全する観点から、県自然環境保全地域、国立公園及び県立自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区、ふるさとの緑の景観地、森、並木道の指定地、ふるさと歩道隣接若しくは県立自然公園の普通地域において良好な自然

環境を形成している地域、又はこれらの地域の周辺でこれらの地域に影響を及ぼす恐れが大きい地域は原則避ける。

加えて、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

2 雨水流出等への配慮

農村地域へ産業を導入するにあたり、開発行為や土地の締固め・舗装等を行うことにより、雨水流出量を増加させ、又は雨水浸透を阻害し、浸水被害を発生・拡大させる恐れがあることから、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成 18 年条例第 20 号）や各市町村が定める条例等に基づき雨水流出抑制施設の設置を行う。

また、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に基づく特定都市河川流域においては、同法に基づき雨水貯留浸透施設を設置する。さらに法令等の対象外であっても、雨水流出抑制に努める。

3 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢者の進行等により活力の低下がみられる農村地域については、その活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止、新規学卒者等若年者の地元就職及び UIJ ターン等の移住希望者の雇用機会の確保を目的として、産業の導入、定住条件の整備、職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

4 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

5 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から、農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入、農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

6 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、必要に応じ県、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村の商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努める。

7 企業等への情報提供等

県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び関東農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や県及び市町村が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

8 遊休地解消に向けた取組

既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

9 撤退時のルールについて

産業の導入においては、企業の急な撤退等により、長期にわたり産業導入地区内の土地が利用されなくなる事態又は撤退後に残された施設が新たな企業の立地等の妨げとなる事態も想定される。

このため、市町村は、実施計画に基づき農地転用を行った後に、立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、実施計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町村と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定すること又は次項のフォローアップを行う体制を確保することのほか、以下に留意するものとする。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、企業は撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、企業に同意を求める取組を行うよう努めるものとする。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行うものとする。

10 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、実施計画に係る取組の進捗状況、目標達成状況等を以下のようにフォローアップすることが望ましい。フォローアップを行うに当たっては、実施する項目、実施した結果を目標達成に活かすための具体的な体制又は方策、達成出来なかった場合の処理方針等について実施計画に記載することが望ましい。

- (1) 実施計画を策定又は変更した市町村は、実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行うとともに、計画期間を長期に設定する場合には、5年を経過した後も継続的なフォローアップを行うものとする。産業導入地区内に遊休地がある市町村は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行うものとする。
- (2) フォローアップを行うときは、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえ

た実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策について確認を行うとともに、企業撤退時のルールづくり、フォローアップ体制等について確認を行うものとする。市町村による確認の結果、遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、市町村はその理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行うものとする。見直しにおいては、産業導入地区の区域を縮小し、遊休地の農地利用を図るものとする。

なお、目標の達成状況、検討結果等については、県を通じて国に共有する。

- (3) 実施計画の策定後、市町村は、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行うものとする。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みがない場合、速やかに当該実施計画の廃止の手続を行うものとする。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地した場合、実施計画の変更を検討するものとする。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付けるものとする。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行うものとする。

なお、旧農工法で定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努めるものとする。